

ハラスメント加害者の更生は いかにして可能か

——加害者への臨床心理社会的な実践をもとにして考える

中村 正

(立命館大学教授)

ハラスメント加害者の更生について考えるべき諸点を概観する。加害者臨床の見地から、更生についての臨床心理社会的な観点を紹介し、被害者救済にとっても意義について考えてみた。要点は三つである。第1は、社会の意識や態度がハラスメントをする側の意識や態度と相関しており、その変容の程度が更生に影響を与える点である。第2に、更生の実践に必要な理論的観点について整理する。第3に、更生のための対話の取り組みの経験をもとに考え、ハラスメント加害者対応の諸過程について考察する。ハラスメント加害者の思考の仕方についてシステム合理性の理解を促しながら対話をすすめること、加害者の動機と語彙を増やしながら自己の行動特性（対人行動上の癖やバイアス）や発話特性（コミュニケーションの癖やバイアス）を振り返り、更生のために省察を深めていくことの大切さについて考察する。

目次

- I 本稿の課題
- II 更生をすすめるために必要な社会の意識の変化
——セクシュアルハラスメントの場合
- III 更生をすすめるために必要な社会の意識の変化
——パワーハラスメントの場合
- IV 更生の対話をすすめるために
- V 加害と責任の自覚をどう深めていけるのか
——ハラスメント加害者との対話をとおして
- VI 被害者の救済にとっても必要なハラスメント加害者対応

I 本稿の課題

ハラスメント加害者の更生について考えるべき諸点について概観し、被害者救済との関係も含めて臨床心理社会的な観点から考えてみる。

第1は、社会の意識や態度のあり様がハラスメントをする側の意識と態度と相関しており、その

変容の程度が更生に影響を与えるので、まずはハラスメントについての最近の特筆すべき意識の変化についてまとめておくことにした。これは更生が可能となる条件の前提となる。特に、ハラスメントを禁止する包括的定義が欠如しているので、ハラスメントの種類だけが増えていくという後手にまわりがちな社会であることが問題となるだろう。パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、マタニティハラスメント等と際限なくたくさんのハラスメントを並べ立てることは包括的に定義する規範がないことの証左である。最後は、「何でもハラスメントにしてしまう」と嘲笑されて終わると事の本質からずれていく。人権の観点からハラスメントとは何かを考える手がかりになる概念の整理をしておきたい。特に、セクシュアルハラスメントとパワーハラスメントに関する動向を記しておく。

第2に、ハラスメントについての社会の意識のいくつかの変化を手がかりに、更生の実践に必要な

な理論的観点について整理しておく。本稿ではハラスメント加害の理解に資する概念である「フレーム問題」「認知的不正義」という言葉を紹介したい。

第3に、その上で、個別的对応としての更生について筆者の加害者との対話の経験をもとに考えてみる。所属する組織の規定による処分を基本にしたその後の更生のための対話の具体例を紹介する。否認する傾向のある加害者の更生のための動機と語彙を増やしなが、自己の行動特性（対人行動上のバイアス）や発話特性（コミュニケーション上のバイアス）を振り返り、省察していく更生の取り組みが必要なことを記しておきたい。深層心理に深入りしない問題解決型の対話をめざすことを実践では重視している。ハラスメント理解をとおして新しい語彙や言葉を身につけることで拓かれていく自らの脆弱さに気づくことが対人関係を豊かにしていく回路になる。

II 更生をすすめるために必要な社会の意識の変化

——セクシュアルハラスメントの場合

1 加害者の意図や目的ではなく被害の実情にねざすべきこと——最高裁の判例変更

2017年の強制わいせつ罪にかかる最高裁判所の判決は「被害者目線への転換」につながるものである。強制わいせつ罪の成立要件について、最高裁が性的意図を一律に求める1970年の判例を変更した。事案の概要はこうだ。被告人が、知人から借金をする条件として、その要求に従い、7歳女児に対し、自宅で自己の陰茎を口にくわえさせるなど、性的虐待を加えた上で、その状況をスマートフォンで撮影し、知人に送信した事案である。これまで強制わいせつ罪の成立要件は、行為の性質や内容ではなく、犯人の性的意図を要するという説だった。以前の判決は、被害女性の手引で内妻が逃げたと信じた男が、報復のためにその女性を脅して裸にさせ、写真撮影したという事案に対し、男に性的意図が認められず、強制わいせつ罪は成立しないとされた。これに対して、判断が

変更された。「強制わいせつ罪の保護法益は、被害者の性的自由と解されるところ、犯人の性的意図の有無によって、被害者の性的自由が侵害されたか否かが左右されるとは考えられない」「犯人の性的意図が強制わいせつ罪の成立要件であると定めた規定はなく、同罪の成立にこのような特別の主観的要件を要求する実質的な根拠は存在しない」「客観的にわいせつな行為がなされ、犯人がそのような行為をしていることを認識していれば、同罪が成立する」とした。

従前の判例通りに被告側は、金銭が目的であり性的意図はなかったと主張した。しかし最高裁は加害者の意図や目的ではなく、「被害者がいかなる被害を受けたか」に着目したのである。従来の考え方を変更してこの事案を強制わいせつ罪として認めた。これはハラスメントも同じである。行為者側は「指導が目的だった」「コミュニケーションのつもり」「同意していたと思った」等、多分に言い訳的であることが常であるが、それがどういいう意図であったとしても受けたほうが心身の健康を害した場合には、ハラスメントが認められるということになる。

確かに、ハラスメントだけではなく、多くの暴力行為に際して加害者は独自の意図や目的を語る。虐待ではしつけだったと一様に述べる。DVもコミュニケーションのつもりだったと言う男性は多い。体罰や虐待も、相手に問題行動があったからだと言う。あるいは行為の意図でもいい。好意を寄せていた、本気だった等とも勝手に思いを語る。そして相手を非難するし、誘惑した、そうしたそぶりをみせた、断らなかった等といい、合意の上であることを強調する。さらに、同意していると錯誤した、ふざけだったという言い訳もする。こうしたことは正当化できないことを意味する判決である。

2 被害者の独自の行動を考慮すべきこと

——ハラスメントにかかる心理的負荷の認定基準変更

心理的負荷による精神障害の労災請求事案について認定基準が改訂された。「心理的負荷による精神障害の認定基準」（厚生労働省2011）である。

対象疾病の発病に至る原因の考え方は、「環境由来の心理的負荷（ストレス）と、個体側の反応性・脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まり、心理的負荷が非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神的破綻が起こるし、逆に脆弱性が大きければ、心理的負荷が小さくても破綻が生ずるとする『ストレス——脆弱性理論』に依拠した考え方」である。いじめやセクシュアルハラスメントのように出来事が繰り返されるものについては、「繰り返される出来事を一体のものとして評価し、また、『その継続する状況』は、心理的負荷が強まるものとしている」とした。

さらに特筆すべきは、「セクシュアルハラスメント事案の留意事項」が記されている点である。「セクシュアルハラスメントが原因で対象疾病を発病したとして労災請求がなされた事案の心理的負荷の評価」についての指摘である。①セクシュアルハラスメントを受けた者は、勤務を継続したとか、セクシュアルハラスメントを行った者からのセクシュアルハラスメントの被害をできるだけ軽くしたいとの心理等から、やむを得ず行為者に迎合するようなメール等を送ることや、行為者の誘いを受け入れることがあるが、これらの事実がセクシュアルハラスメントを受けたことを単純に否定する理由にはならないこと。②被害者は、被害を受けてからすぐに相談行動をとらないことがあるが、この事実が心理的負荷が弱いと単純に判断する理由にはならないこと。③被害者は、医療機関でもセクシュアルハラスメントを受けたということをすぐに話せないこともあるが、初診時にセクシュアルハラスメントの事実を申し立てていないことが心理的負荷が弱いと単純に判断する理由にはならないこと。④行為者が上司であり被害者が部下である場合、行為者が正規職員であり被害者が非正規労働者である場合等、行為者が雇用関係上被害者に対して優越的な立場にある事実は心理的負荷を強める要素となり得ることを特記している。

セクシュアルハラスメント事案の認定判断においても業務上であることを否定する要素を探し出すのではなく、心理的負荷の程度の的確な判断が重要であることが改めて確認されている。ハラス

メントを受けた被害者の行動について一律に判断できず、心理的な脆弱さと決めつけるのではなく、被害者特性を理解すべきだということである。これも社会の意識の変化を意味する。

3 被害者非難から脱却すべきこと

——「チカン・アカン」ポスター

被害者に責任を帰するような言説や意識がある。たとえば性犯罪の防止メッセージがある。各所で言われていることを総括的に表現してみよう。「暗い夜道に気をつけましょう、携帯電話をしながらの一人歩きは止めましょう、車道側にショルダーバックをかけるのはやめましょう等と女性に呼びかける。イヤホンで音楽を聞きながら歩かない、深夜のコンビニは目をつけられやすい、帰り道は細心の注意を払う。周囲から見えにくい場所や通路は通らない、防犯ブザーは常に携帯し、目だつところに、後ろを振り返り不審な動きをする者や車に注意、階段やエレベーターの背後は要注意、コンビニでは女性が一人で住んでいることを知らせないように箸は二膳もらうとか飲み物も二本買う」等となる。

これらとは異なり、「チカン・アカン」という大阪鉄道警察隊のポスターは逆向きのメッセージを送った。「それは酒のせいではなくあなたのせいです」とさらに新しいポスターは語る。被害者への注意喚起だけが先行していたのを加害者への非難に切り替えてきた。痴漢バッジ、防犯グッズはその後も開発され、被害者目線での取り組みがすすむ。声をあげやすくするための意識喚起は大切だが、被害者への注意だけだと被害者非難に陥りやすい。自己責任とまでいわないが、それに近い社会の意識をつくりだすからだ。

4 性的同意について再考すべきこと

しかし、逆の事態もある。2017年に刑法の性犯罪についての規定が改められたが、性犯罪はなくならない。2019年の前半期に加害者更生にとってはマイナスとなる三つの性犯罪裁判があった。一つは、中学2年の頃から性暴力を続け、19歳の実の娘に性行為を強要していた実父が準強制性交等罪で起訴されたが無罪になった（名古屋地裁

岡崎支部)。判決は娘との同意はなかったことを認めたが、「被害者の人格を完全に支配し、強い従属関係にあったとは認めがたい」とし、「抗拒不能の状態になるまで至っていたとまではいえない」というのだ。二つは、「女性はテキーラなどを数回一気飲みさせられ、嘔吐して眠り込んでおり、抵抗できない状態だった」と認めた上で、「女性が目を開けたり、何度か声を出したりしたことなどから、女性が許容していると被告が誤信してしまうような状況にあった」として無罪にした(福岡地裁久留米支部)。三つは、強制的性交等致傷事件(静岡地裁浜松支部)である。「被告人の暴行脅迫が女性の反抗を著しく困難にする程度であったこと」を認めつつも、「女性が『頭が真っ白になった』などと供述したことから、女性が抵抗できなかったのは精神的な理由による」と認定し、「被告からみて明らかにそれと分かる形での抵抗はなかった」として、被告人が、被害者の拒絶を認識していないことを理由に無罪とし、かつ被告人の故意を否定した。

こうした性犯罪の無罪の論理はセクシュアルハラスメントの加害者の行為を正当化させ、更生のための対話に悪影響を与える。同意の要件、あるいは故意の有無も加害者に有利なように解釈されていく。

刑法の性犯罪規定改正の背景は、人間の性的尊厳を傷つける犯罪とする見地からであった。同意の要件や故意かどうかは不要である。個人の性的尊厳を否定するような行為がなされたのかどうか問題とされるべきだ。

この点から注目すべきは性的同意についての意識改革の動きがあることだ。京都市男女共同参画推進協会が作成した「ジェンダーハンドブック」がある(京都市男女共同参画推進協会 2018)。「二人きりでデートに行くことはセックスを前提としている」等の思い込みを点検し、「セクシュアルコンセント(性的同意)」として対等に意識しあうために若者が中心となって作り上げた冊子である。セクシュアルハラスメントの対極にあるのはこの「性的同意」の取り方である。セクシュアルハラスメントは関係性をもとにした「強いられた同意」という面があるので、この「性的同意」という視点

からのアプローチは加害者の更生に資するものである。

III 更生をすすめるために必要な社会の意識の変化——パワーハラスメントの場合

1 パワーについて考え直すこと

——地位や人間関係における優位性の濫用と責任

パワーハラスメントは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義されている(厚生労働省 2012)。

暴力の予防や加害者対応を考えていく上で重要なことは、身体的、心理的、言語的な暴力として類型把握するだけではなく、パワーとコントロールを含んだ人間関係に根ざした「関係性の暴力」であることの理解である。筆者は、社会学者である Evan Stark (エヴァン・スターク)の言う「強制的なコントロール coercive control」というアプローチを参考にしている(Stark 2007)。

スタークは、①威嚇(脅す)、②孤立させる、③コントロールするという3つの要素を重視して、この種の対人暴力を把握している。パワーとコントロール型の暴力はDVや虐待だけではなく、誘拐・監禁、ハラスメント、ストーキング、カルト集団のマインドコントロール、いじめの起こる仲間関係にも見られるという。親密な関係でも「強いる行為」は暴力になるというこの考え方に依拠しながら、英国では、従来、心理的・感情的な暴力として定義してきたものをさらに詳細に記述した法改正がなされた。英国では「重大犯罪法」の2015年改正で、「家庭内虐待」の項に「親密な、あるいは家族関係においてコントロールするあるいは強いる行動」の文言が追記された。

パワーとコントロール行動は関係性のなかで日常におこる。筆者の加害者臨床体験から引用してみる(中村 2008, 2016a, 2018c, 2019)。「自分のものを買うときにいつも一緒に付いてくる。『僕の好みの女性になってほしい』と言う。自分が自分でなくなっていく感じがする」「交通の便

の良くないところに住んでいるので本当は免許が欲しい。必要なのに、免許を取らせてくれない。『運転が下手だから』って言う。だからいつも彼の車で行動することになる』『『習い事をしている』と言うと、『それは男性から教わるのか』って聞いてくる』『『同窓会に行く』と言うと嫌な顔をする』『DVを受けているのに彼という方が安全だと思ふような意識になったことがある。実家に逃げていると追いかけてきたり、メールが頻繁に入ったりするので結局一緒にいることで落ち着くからだ』『『今日は何をしていたのか』と聞いてくる』『『死んでやる』と言われると別れられない。元の関係に戻ることが多い』『授業の前に携帯メールがあった。『俺のとっている講義が休講になったのでこれから会いたい』と。彼女はこれから講義がある。そうしないと愛情が薄いと非難されると思うと怖い』。

これらはすべてが直ちに暴力やハラスメントだというわけではないが、境界域にあるコミュニケーション的、行動的な特性を有している。総称すれば「関係コントロール型のコミュニケーション」である。パワーハラスメントはこの様相を呈する。「優位性の濫用」ということはこうした日常のなかから生起する。

2 ワークプレイスハラスメント（職場のいじめ、嫌がらせ、人権侵害の連続体）として

被害者の声を聞いていると、距離の近い関係性の中で、愛情、信頼、つながりの名の下にコントロールされている様子がうかがえる。DV、虐待、いじめ、ストーキングと同じようにハラスメントもこのグレーな領域がある。特に「職場のパワーハラスメント」はそうである。しつけと虐待、指導と体罰、子どもの監護と懲罰についてと同じように暴力が誘発される契機が職場には存在している。パワーハラスメントのパワーは、職場では上下関係に、大学では師弟関係のなかに内在する。とはいえパワーは職場や大学では必要であり、その適切な行使が期待される。だからその濫用は問題となる。また、単なる上下関係だけに宿るのではなく、集団的ないじめや時には下からのパワーの行使もありうる。モビング mobbing という。

加害者たちは集団となり、対象者が自滅していくように分かりにくい攻撃をくわえていく。対象者の「思い違い」「妄想」というストーリーを作り、当人が自らを「おかしな人」「メンタル系」に仕立て上げていく。「ガスライティング現象」（映画『ガス燈』に由来して相手を精神的に追い込んでいくこと）とも呼ばれている（中村 2013）。

2018年3月30日には、「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」が取りまとめられた（厚生労働省 2018）。職場のパワーハラスメント発生の要因と対策についてまとめている。職場のパワーハラスメントの発生の要因については、パワーハラスメントの行為者及び被害者となる職場での個人の問題によるものと職場環境の問題によるものがあるとの意見が示されている。

職場の個人の問題としては、パワーハラスメントの行為者については、感情をコントロールする能力やコミュニケーション能力の不足、精神論偏重や完璧主義等の固定的な価値観、世代間ギャップ等の多様性への理解の欠如等があるという。また、パワーハラスメントの受け手となる労働者についても、社会的ルールやマナーを欠いた言動が一部には見られることもあるのではないかと指摘されている。

また、職場環境の問題としては、同僚同士のコミュニケーションの希薄化やパワーハラスメントの行為者となるメンバーに大きなプレッシャーやストレスをかける業績偏重の評価制度や長時間労働、不公平感を生み出す雇用形態、不適切な作業環境等が要因であるとの意見が示されている。特に、労働者同士のコミュニケーションについては、例えば、非常に困難な業務を与えたとしても、当該業務をやり遂げることの意義について十分な説明をすれば、パワーハラスメントであると受け止められずにすむ等が指摘されている。

さらに、職場のいじめは企業にとっては無視できない問題である。各自の能力を発揮し、安全に働くことができれば、生産性は上がらず、多額の損失をもたらすからだ。「常習的欠勤・病気休暇・病気なのに出勤することによる組織への影響、医療費、薬代、健康に関する経費、保険料の

増加、苦情に対する法的助言を得る費用の増加、罰金、補償、失業手当給付金、その他従業員の入れ替えによる費用の増加、不正行為、事故、自殺などの増加」等がコストとして例示されている。

検討会報告書は、パワーハラスメントの六つの行為類型を整理している。①暴行・傷害（身体的な攻撃）、②脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）、③隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）、④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）、⑤業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）、⑥私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）、である。

職場のハラスメントを受けた人の被害としては、「身体的傷害（睡眠障害など）を負う、心理的障害を負う、トラウマを抱える、集中困難になる（集注力が欠けてしまう）、人格変容が起こる（人が変わったようになる）、社会生活が減少する（人付き合いがなくなる）、キャリアや収入などに問題が出る、夫婦や家族関係に問題が出る」等の徴候を示す。

こうして、パワーハラスメントの背景に、地位や人間関係における優位性があることを明確にし、その濫用がハラスメントとなることを指摘してきた点では、パワーそれ自体の問題というよりも、適切な労働環境の形成と維持の視点と、いじめや人権問題にもつながりうる問題であるという視点の双方からパワーハラスメントを可視化することが必要となる。

IV 更生の対話をすすめるために

1 フレームの混乱を意識すべきこと

いじめであるにもかかわらず、いじている側が、「これは遊びだ」といってフレームや状況を恣意的に定義することは批判を封じるので恐ろしいことである。「遊びなのにまじめに反応するな」というメッセージを含み、いじめられている側に反論できないというダブルバインド状況をもたらす。演習で指導をしているある院生が「いじり」

の研究をしている。インタビュー調査をして「いじられ体験」を聞き取ろうとしている。いじめといじりは連続的であるが、仲間意識のなかでは潤滑油のように思う人、あるいはいじられ役を演じる人もいる。いじめとは不連続なように見えることもあり、調査をすればするほど、いじめとはまた異なる恐ろしい面、つまり無自覚で無意識的で遊び感覚的な要素があると研究報告をしている。

また、男性相談で、「笑いながら怒るようになってしまった」と悩む男性がいた。少年の頃、身体をくすぐられながら暴力を受けていたと振り返っていた。そうすると自然な笑いができなくなったらしい。逃れられない状況に追い込んでおいて暴力を加えながら別の意味づけをすることでどうなるのだろうか。ダブルバインド状況が発生し、情動や行動が混乱し、対人関係が壊されていく。

同じようなことは、これは愛情なのか暴力・コントロールなのか、しつけなのか虐待なのか、いじめなのかふざけや冗談としての「いじり」なのか、体罰なのか指導なのか等、相互に関係を希求しあうところにはこうしたフレームの混乱が生じやすい。特に体罰を禁止せず、許容している日本社会では、「愛という名の鞭」という矛盾した言い方が流通しているので、余計にこのフレームの混乱がおこる。

現在の争点は、親と教師のパワーの行使である。民法で親の懲戒を認めていること、教師による懲戒を認めていることである。民法第822条は「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」と定めている。

また、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる」としている。これに対して、「教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめ

や暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである」(文部科学省 2007)と制限を加えている。

対教師暴力や親への家庭内暴力問題もあるが、体罰禁止法を制定したスウェーデン社会と比べるとハラスメントや暴力の加害者の更生に向かう対話の困難がこうした暴力許容的な制度のなかに存在していることは看過できないだろう(セーブ・ザ・チルドレン 2014)。

次は筆者が経験した虐待する加害親との対話である。虐待して親子分離された父親が語った。「小学3年の子どもが嘘をつくようになってきた。嘘をつくことは悪いことである。叩いて矯正しようとした」と。これに対してグループワークの場で他の虐待する父親たちに聞いた。「こうした厳しいルールが家の中にあると子どもはどんな行動をするのでしょうか」と。同じように暴力でしつけられた父親たちが多く、一様に同じ答えだった。「僕は嘘をついていないという嘘をついて生きてきた」と。

この父親の罰でしつけようとする営みは嘘をつく子どもを育てているということにしかない。子どもの嘘は教育のよい契機となる。罰ではなく罪の意識の形成とともに自ら改善する方へといかにも子どもを教導していけるのか、暴力を用いるとどんな結果になるのか等が加害者更生の対話をとおしてクリアになり、罰として暴力を用いることの負の結果を理解する。

さらにこうした厳しいルールや罰を中心とした指導だと、彼は暴力を振るいつづけなければならなくなる。つまり、厳しいルールは違反しやすくなり、違反があればしつけのための暴力を振るうことで対応することになるのだから悪無限に陥る。嘘をつくことを強化し、暴力を振るうことを強化するようなルールは不必要である。

同じ事は体罰で処分された教師との対話からもいえる。部活指導で強くするためにということで体罰を用いた指導をしていたが、そのクラブはそうした雰囲気の中かで部員が辞めていき、部活動自体が成り立たなくなった。そしてなにより体罰のある部活動ではやる気がおち、スポーツで勝たなくなっていった。体罰を受けても選手となったことを誇りにさえ思っている、強く鍛えるために

は体罰を行使しつづけるしかないと思込むその教師の教育観の根本を立て直す対話をするようになった。暴力の再生産でしかないそのやり方の修正と、ではどうすればいいのかについての問題解決のための対話となったことがある。

また、ハラスメントや暴力の加害者と対話する際に、個人によって多様な反応の仕方があり、主観に根ざすということに回収されないようにすべきことも留意点である。末尾に記すように、ハラスメントと受け取られた行動(発話行動も含む)上の事実が確認され、それにもとづき生起する合理的だと判断される被害者の主観的な感情や行動上の特性を踏まえた更生的対話にすることが大切となる。

2 認知的不正義と「認知の歪み」

そこで重要な言葉が「認知的不正義」である。セクシュアルハラスメントであれパワーハラスメントであれ、それを被害として認知できる語彙と意味づけが不可欠である。問題化するための語彙を創造することは社会的な責任である。そもそもハラスメントとは何かについて社会的に共通言語のないところで加害者との更生のための対話はできない。

加害者臨床では「認知の歪み」cognitive distortion という言い方で加害者の考え方に潜む問題行動を正当化する意識を取り出すことにしている。臨床的手法としては認知行動療法という。しかし「認知の歪み」は加害者個人のものの方や考え方だけではなく、ここで断片的に示したハラスメントを支えてしまう社会の意識(無意識という名のマジョリティのバイアス)に根ざす。そこには法的な実務上の認知や心理臨床の相談の実践知や暗黙知、そして援助職者の日常知(常識)も含まれているので、専門家も素人も同じような社会意識をもつことがある。ただ加害者の意識と行動には濃縮されて発現するだけである。

社会がハラスメントを語る語彙と意味の体系がないことを「認知的不正義」という。これは、ハラスメントという言葉がないので現実が構築できない事態を意味する(Fricke 2007)。被害も認知できず、加害を告発もできない状況を意味する。

実態はそこに存在するのに認識し、理解し、批判し、告発する回路がない。

これは社会構築主義の概念である。「ワードがワールドをつくる」という言い方だ。ハラスメントと同じように、DV、ストーキング、リベンジポルノ、ヘイトクライム・ヘイトスピーチ等は比較的新しいワード群である。類似の現象だが、学校恐怖症、長期欠席不就学、登校拒否、そして不登校と目まぐるしく変化した言葉もある。ひきこもり、発達障害も類似の新しい言葉群だ。ジェンダーもいまだに日本語にならないがそれなりに流通してきた。しかし男性性ジェンダーについてはまだ新しい語彙である。DV、虐待、ストーキングは親密な関係性における暴力である。こうした新しいワード群はそれを不可視化し、事態を隠蔽してきた語彙と思考、正当化、中和化してきた意味の体系を塗り替えることになる。法的な論理のなかにも性犯罪を不可視にする概念が存在している。更生の対話をめざす加害者臨床はこうした事との闘いとなる（中村 2016a, 2017, 2018a, 2018e）。

V 加害と責任の自覚をどう深めていけるのか

——ハラスメント加害者との対話をとおして

1 加害者臨床とは

筆者が更生のための対話をしている相手はハラスメント加害者以外にも幅広い。①情状鑑定や意見書作成のために、殺人、違法薬物使用、傷害で罪を問われた被疑者たち、②子ども虐待で児童相談所に介入され、親子分離された父親たち、③DV防止法で保護命令を受けた夫たち、④部活で体罰を振るい所属組織により処分され、職場復帰を願う教師たち、⑤DVや虐待が理由で離婚調停を申し立てられ混乱している夫たち、⑥刑務所のなかの性犯罪者たち（法務省の性犯罪再犯防止プログラムの受講者）、⑦出所後の犯罪者の社会定着を希望する人たちの支援者へのスーパーバイズ等である。事例はもっと複雑なので一つのトピックスだけですまないが、主訴にもとづき整理をすれば

こうした加害者たちである。

個人との対話だけではなく、グループもある。筆者は虐待とDVの父親向けの「男親塾」を開催している。対人暴力にかかわるグループワークである（子ども虐待、DV、性犯罪等にも使われている手法である）。これらを「治療的コミュニティ（TC）」と総称している。筆者は「サークル」という言い方がよいと考えているが、個人であれ、集団であれ、こうした脱問題行動支援が加害者対応には有益であることが研究でも実証されている。そして、個人の心理的問題にだけ狭く位置づけるのではなく、社会のなかのハラスメント、体罰、暴力、いじめを容認している意識も視野にいれるので、臨床的なアプローチだが、心理社会的な面があるので臨床心理社会的な対応と位置づけている。

2 治療的コミュニティへの参加

更生を可能にするための第1の課題は、こうした場への参加の促進と機会の提供である。その契機をいかにつくるのが課題である。ハラスメントがあれば、所属している組織の規定で処分されるべきことはいうまでもないが、その後に職場復帰があり得る場合には、処分だけではなく、こうした治療的コミュニティの場への自発的参加を促すことがよい。再発防止にも役立つ。ハラスメントのタイプによりプログラムは異なる。セクシュアルハラスメントについては性犯罪やジェンダー暴力に近いので、法務省の取り組む認知行動療法的な再犯防止プログラムを参考にしている。他にも、民間では常習的な性問題行動への対応のプログラムも開発されており、加害者の処罰だけではない問題解決型の対話と治療の道は用意されている（中村 2018d, 2018e）。

更生は多様な形態のもとで実施されるとよいが、教育的で対話的なアプローチが基本となるだろう。ハラスメント行為者の責任を召喚し、対話を促進させる問題解決型の協働が効果をもつ。加害者との対話は、新しい語彙を形成し、意味を再構成していく取り組みとなる。犯罪であれば刑事事件の取り調べをとおして加害の語りがすすむ。しかしそれは法的事実の確定のための権力関係下

での発話である。言葉は自由に選ばない。だから少なくとも対話ではないが、法的に加害を語り、自らの成したことを再構成することで責任の所在が象られていく物語化の契機になる。

筆者が取り組んでいるのは、加害者が自らの行為を合理化するために内側で保持している暗黙理論を取りだし、それと対話するやり方である（中村 2016b）。ハラスメントについて咎められることになった事実を振り返り、エピソードに分解し、その当時の加害者の、言い訳も含めた主観的な意味づけ、つまりインナーボイスを言葉にする作業である。その時の二つの声を聞き出す。「やめとけ！」という「天使の声」と、「それくらい大丈夫だ」という「悪魔の声」の振り返りである。その後、ハラスメント行動として展開していく経過を辿る。その分岐点でそうではない選択肢がどのように存在していたのかについて協働して智慧を出すことにしている。処分されたことを前提にしか対話はすまないが、この時点では、ハラスメントは認めても加害を認めないということも多々ありうるので、行動上、どんな具合だったのかについての対話となる。加害性の視点が欠落していくと、ハラスメント行為の暴力性を自覚し、乗り越えていく主体の構築ができない。しかしそれは少し後回しにする。ハラスメントにおける問題性や暴力性は認めたとしてもそれが加害の問題として自己に内省しないので回りくどいがこの対話を重視している。

3 「反応性」responsivity を重視した加害者臨床や更生的対話を考慮する

第2の課題は、ハラスメントの事実をもとにその行動のもつ暴力性や侵入性の認識を構成していくことである。結果責任を強調することになる。その際に、被害者の現状をもとにしていく。これを「反応性」という。加害者臨床では、「直面化—否認の罠 (confrontation-denial trap)」に注意する。加害者は、事態に直面することに否定的、攻撃的、嫌悪的な態度となる。直面化は否認を誘発する。事実が確定されても「否認」がおこることがある。これは加害者臨床につきものである。「否認」は多様な形態がある。

第1は、「完全な否認」である。ハラスメントを全くしていないといいはる。そのつもりではなかったという言い方で自らの意図を否定する言い方もある。

第2は、「部分的な否認」である。特にセクシュアルハラスメントや性犯罪に顕著である。たとえば、被害者が同意していた、楽しんでいて、ナンパしてついてきた等だ。それは愛だった、単なる遊びだった、教えてやっただけだ、という言い分にもなる。

第3は、「問題の指摘」である。たとえば、相手にこそ問題があったとして、自らの暴力やハラスメントを正当化する。他罰的態度である。

第4は、「加害の過小化」である。「犠牲者が言うよりは少ない。強いたり、押しついたり、脅したことはない。侵入は犠牲者がいうよりは少ない。他に犠牲者はいない」等となる。

第5は、「責任の過小化」である。「相手が誘発(誘惑)した。あいつが怒らせたのだ。酔っていた。ストレスが強くあり感情的に動揺していただけだ。性の衝動に駆られた。嫌だといったけど本当はイエスだ」等である。

第6は、「被害の否定・過小化」である。たとえば、「あいつの友人や家族は被害なんてないという。私の行為の結果だけではない傷だ。指導しようとしているものがそんなことするはずはない。強いたわけではない」等である。

第7は、「計画していたことの否定」である。「その瞬間の衝動だった。あいつがきっかけを与えた」である。衝動的とはいえ相手を選んで計画しているといえるのでその矛盾の気づきを促す。

「否認」は動機の欠如ともいえるので、ハラスメント行為者を「動機づけられていないクライアント」という。他にも、「抵抗するクライアント、非自発的なクライアント」ということもある。これらを踏まえて加害者臨床では「RNR モデル」と呼んでいる。つまり、リスク (risk 危険要因) とニーズ (needs 人間的な欲求) とレスポンス (responsivity 反応性・応答性) の三軸モデルである。とくにレスポンスの良さ、つまり加害者臨床プログラムへの反応性・応答性を重視する。処罰を前面にだした矯正教育的なモデルはリスク

中心アプローチである。そうではなく対話を進めるアプローチである。いかなる「否認」なのかという見地から聞くことにしている。

4 加害はどのように意識されうるか ——他罰性と操作性がみえてくる

第3の課題として、ハラスメントのもつ「関係コントロール性」について理解をすすめる対話をおこなう。ハラスメント加害者たちの「弁解」は関係性の結び方を示していると考えられる。先の「否認」と重なるが要約すれば、①相手との関係において「操作性の強さ」への無自覚さあるいは当然視がある。②ハラスメントにいたったのは理由があるという。相手に問題があるからだという。「他罰性と責任転化」である。③非対称な関係性における「服従化の心理の活用」がある。④相手に対して「読心性(マインドリーディング)の喚起」を期待する。⑤「歪んだ愛着」が形成されやすいこと(あいつは俺がいなければやっていけないと思う等)。⑥人格を攻撃する。「価値剥奪的で地位降格的な関わり」がある(モラルハラスメント的である)。⑦「被害者の自責の念を強化」させるようなコントロールがあること等である。

加害者臨床では、こうした特性をもつ男性たちと対話を可能にする「治療同盟(信頼関係)」を構築し、更生への動機形成へと向かう協働作業を行う。処分としての罰を中心としたアプローチだけでは動機付けへと向かわないが、脱ハラスメントという規範形成には何らかの強制的な要素が奏功する。自らが選択してハラスメント加害の自覚と内省をすすめるような意志形成のための対話に自発的に参加することを促す制度システムが必要である。カウンセリング参加命令・受講命令、さらに職場復帰制度としての機会提供、継続したセルフモニタリング、メンター制度・コーチング機能を活かしていくと動機形成と行動変容に奏功することが多い。

加害者は先述したように「動機づけられていない当事者」「非自発的な当事者」「抵抗する当事者」と特徴づけられているが、少なくとも「処分と支援と復帰のフレーム」を構築することで強制性と自発性の間に身を置きながら自らの行く末を自己

決定することができる仕組みを構築することが加害者更生に重要となる。

5 加害の結果から遡ること

第4の課題は、被害も加害も「負の結果」となっていることを直視する。被害者はもちろんのことだが、加害者のメンタルヘルスも悪化する(中村2018b)。加害者が不安定になることはメタ分析的研究から示されている。それを元にして当該のケースを事例にして、加害者自らの健康が悪化していることを列記していく。少なくとも感情生活は穏やかではないはずだ。また、ハラスメントの加害は焦点となっている行動だけではなく日常的な振る舞い方の一環でもある。常習的な行動となっているので、ハラスメントで処分された場合は、パワーとコントロールのバランスが崩れる。セクシュアルハラスメントでの処分の場合はジェンダー観も含めて、「脅威」となっている悪影響があるはずだ。

パワーハラスメントの場合はパワーの濫用を修正していく。問題行動を強いしついで修正させる等、何かをさせようとして罰的なものを用いるような行動の場合はこの処罰感情が常に存在し、危険なリーダーシップとなっている。セクシュアルハラスメントの場合は、性暴力とジェンダー暴力の合力という面があり、それがエピソードとして発覚しているだけである。彼の振るまい方やそれをささえる認知の仕方は、日常的な態度としてのハラスメントの潜在的なリスクを伴う。

ハラスメントの加害者との更生的対話につながると、治療同盟の前に男性同盟ができやすくなるが、せめてそれを手がかりにして対話を進めることになる。徐々に語りをとおしてそれまでとは異なる言葉がでてくる。加害者の生育過程での被虐待体験としての傷が語られること、男性性についてのハラスメントを肯定する意識や体験、主流となっている支配的な男性性意識もあり、ハラスメントの潜在的なリスクとなりうる諸相を言語化し、指摘する。男性同盟に近い治療同盟となる。さらにジェンダーの暴力性、男らしさの罫、感情を表現することについての「難しさ」を言語化することもめざす。

加害者臨床は自発的に脱ハラスメントと暴力性の自覚を促すことを強いるという矛盾したアプローチである。処罰ではない、あるいは処罰だけではない更生支援と選択肢を提供することが眼目である。加害者臨床論では、対話をとおして動機、意欲、関心を前景化させることになる。

6 否認の背景にあることの可視化

第5の課題として、加害者のものの見方や考え方に即して動機理解や説明のための語彙や言葉を創っていく点がある。変化への「抵抗」を手がかりにして対話的な関係を構築する。ハラスメントの行動面での事実は比較的認めやすいが、次のハードルである加害性の認知や主観的な内省意識はそうではない。先のような「否認」があらわれるからだ。そこで加害者臨床では、暴力を語る語彙ではなく、文脈を問題とする。処罰的で、直面化にもとづく矯正教育は反応性・応答性が悪化し、先に指摘した当事者特性をつくりだしていく。加害者臨床では、暴力の説明を加害者のもつ文脈から理解し、語彙だけではなく暴力を正当化していく説明や意味づけのための「図」を再編することになる。

アプローチの一例は次のようなものである。「否認」の言葉の背景にあるものは文脈あるいはセルフトークをみると別様の解釈が可能となり、そこへと働きかけをおこなう。たとえば、「そんなことしていない」という否認の説明は、加害者の主観的な「図」において再構成すると、「そんなこと恥ずかしくて認めることができない」「もしそれを認めたら次に起こることに直面できない。不安である」ということとして再構成し、加害者臨床での対話へと変容させていく。

同じような中和化の説明がある。「そんなに悪いことではない」という言い方がある。これも「もしそれが悪いことだと認めると悪者になってしまう」という文脈があったかも知れないと考えていく。

また、「パワーの行使等、それを止めるつもりはない」という開き直りのような説明も、「これは自らの力の源泉なので適切な行使であれば問題なく、それなしの生活は考えられない。もしこれ

がないと生活の全般を変えなければならない」というインナートークが聞こえてくる。「助けなんか要らない」は、「あなたが私に何を聞くのか心配だった。そして問題がさらに悪くなるかも知れないと思うと怖い」と置き換えてみる。

このように「否認」「抵抗」は対話の契機として活用することができるインナートーク（内言）という言語的資源であり、変化の契機となりうると思うのである。こうした対話をとおして「応答性・反応性」を考えていく。一般には、抵抗 resistance から関与 commitment への変容の局面にある段階であると位置づける。

VI 被害者の救済にとっても必要なハラスメント加害者対応

いじり、いじめ、DV、虐待とも重なるハラスメントは多様な暴力性の表現のひとつだといえる。互いに知り合った者同士の関係性に根ざし、その中核には関係コントロールがある。人格を無視し、軽蔑するモラルハラスメントという面もある。訴求しあう他者の立場を利用して自らのコントロール感を達成しようとする行動である（イルゴイエヌ 2017）。

また、明確な否認とは異なり巧妙な言い方で責任を回避する言明もある。たとえば、「被害を受けた本人がハラスメントだというのだからその限りで謝罪します」という言い方がその典型である。ハラスメントは主観的な感情によるということが本人の加害の責任とは無関係に流通し、悪用されていることも読み取れる。ハラスメント被害は主観的な感情ではなく、その主観的な感情を生み出した原因となる行動的な事実があり、そう感じることに合理性があるのでハラスメントと認定、処分されたということの理解から、まずは更生が始まる。

ハラスメントの個々の加害者の「認知の歪み」はもちろんあり（清田 2019）、それに基づく行動は処罰・修正されるべきだが、それを支えている社会意識や制度があり、加害者の更生を困難にしている。社会臨床という意味での「認知的不正義」論が指摘してきたようにこれらの問題を認知する

言葉や制度は新しく登場してきたものである。ハラスメントの加害者更生を当該個人の更生と社会のなかの認知的不正義の解消という視点から適切に位置づけることが被害者の精神的救済の前提だといえるだろう。

参考文献

マリー＝フランス・イルゴイエヌ (2017) 『モラル・ハラスメント——職場におけるみえない暴力』白水社。
 京都市男女共同参画推進協会 (2018) 『ジェンダーハンドブック・必ず知ってほしいとても大切なこと 性的同意』 (https://www.wings-kyoto.jp/docs/association_GH1808, 2019年9月5日アクセス)
 清田隆之 (2019) 『よかれと思ってやったのに 男たちの「失敬学」入門』晶文社。
 厚生労働省 (2011) 「心理的負荷による精神障害の認定基準について」。
 —— (2012) 「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」。
 —— (2018) 「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」。
 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (2014) 『子どもに対する暴力のない社会をめざして——体罰を廃止したスウェーデン35年のあゆみ』 <https://www.savechildren.or.jp/scjcms/dat/img/blog/1713/1412921460115.pdf>, 2019年9月5日アクセス)。
 中村正 (1996) 『「男らしさ」からの自由』かもがわ出版。
 —— (2001) 『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』作品社。
 —— (2008) 「ハラスメント加害者の都合のよい考え方と対話し、責任を召喚させる加害者臨床」『現代のエスプリ』491号, pp. 109-118。
 —— (2013) 「臨床社会学の方法 (2) ガスライティング」『対人援助学マガジン』Vol.4 No. 2 (通巻第14号), pp. 18-26。
 —— (2016a) 「ドメスティック・バイオレンス」日本社会病

理学会監修 高原正興・矢島正見編著『関係性の社会病理』pp. 104-126, 学文社。
 —— (2016b) 「暴力臨床論の展開のために——暴力の実践を導く暗黙理論への着目」『立命館文学』第646号, pp. 100-114。
 —— (2017) 「関係性の暴力と加害者対応——男性加害者との対話, そして責任の召喚・行動変容に向かう暴力臨床」, 指宿信他編『犯罪被害者と刑事司法』(シリーズ刑事司法を考える第4巻, pp. 254-275, 岩波書店)。
 —— (2018a) 「暴力は多様な顔をして関係性に宿ることを読み解く」『家族療法研究』35巻1号, pp. 59-64。
 —— (2018b) 「不安定な男性性と暴力」『立命館産業社会学集』52巻4号, pp. 1-14。
 —— (2018c) 「妄想=暴走する男たち——ハラスメントの要の位置にある男性性ジェンダー」『臨床心理学』18巻5号, pp. 561-565。
 —— (2018d) 「治療的司法・正義の理論のために——ケアとジャスティスの統合をとおした問題解決のための理論・実践・制度」『法と心理』18巻1号, pp. 6-13。
 —— (2018e) 「治療的司法と社会臨床——ケアとジャスティスの統合をとおして」・「更生のさらにその先への一歩のために」『治療的司法の実践』治療的司法研究会編, pp. 73-90, pp. 349-366。
 —— (2019) 「暴力の遍在と偏在——その男の暴力なのか、それとも男たちの暴力性なのか」『現代思想』2019年1月号, 47巻2号, pp. 64-76。
 文部科学省 (2007) 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について (通知)」。
 Fricker, Miranda (2007) *Epistemic Injustice: Power & the Ethics of Knowing*, Oxford University Press。
 Stark, Evan. (2007) *Coercive Control: How Men Entrap Women in Personal Life*, Oxford University Press。

なかむら・ただし 立命館大学産業社会学部教授。最近の主な著書に、治療的司法研究会編『治療的司法の実践』(第一法規, 2018年)。社会病理学・臨床社会学専攻。